

令和6年1月1日より初診時・再診時選定療養費を変更します

初診

初診時選定療養費

医科：7,000円(税込)

歯科：5,000円(税込)

●次のような場合には、初診時選定療養費をご負担いただきます。

1. 他の医療機関より、紹介状なしで初めて受診する場合
2. 患者さんが任意に診療を中止し、**3ヶ月以上経過後**に受診する場合(※)

※慢性疾患等明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合を除きます。

3. 当院を定期的に受診しているが、当院の他の診療科を初めて受診する場合（院内紹介を除く）。

再診

再診時選定療養費

医科：3,000円(税込)

歯科：1,900円(税込)

●次のような場合には、再診時選定療養費をご負担いただきます。

1. 主治医が他医療機関への紹介を行った後、自らの希望で当院を受診する場合（受診の都度かかります）。

●次に該当する方は、選定療養費はいただきません。

1. 他の医療機関から、紹介状をお持ちの方
2. 国の公費負担医療制度の受給対象者
3. 地方単独の公費負担医療の受給対象者（事業の趣旨が特定の障害、特定の疾病等に着眼しているものに限る）
4. 労働災害・公務災害で受診の方
5. 救急搬送された方、救急当番日に救急受診された方
6. 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方